

公益財団法人名古屋市中小企業共済会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人名古屋市中小企業共済会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、名古屋市内に主たる事業所を有する中小企業者による退職金共済制度及び福利厚生制度を確立し、もってこれらの中小企業者の雇用する従業員の福祉の増進と企業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 従業員の退職金共済に関する事業
- (2) 従業員等の福利厚生に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県名古屋市内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものと定めた財産で、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人への移行時の基本財産として、別表に定める財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会が基本財産とすることを承認した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の全部若しくは一部を処分し、又は担保に提供し、若しくは基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(資産の運用及び管理)

第7条 この法人の資産の運用及び管理は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、愛知県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同令第48条に定める要件に該当しない場合には、第3号から第7号までの書類については、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 役員及び評議員の名簿

(4) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号及び前項各号に掲げる書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に愛知県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をも

って償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分をし、又は譲受けをしようとする場合にあって、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

- 3 特定費用準備資金及び特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第15条 この法人に、評議員5名以上15名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二までに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員長は、評議員会において選定する。
- 6 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を愛知県知事に届けなければならない。

（評議員の権限）

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（評議員の任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の残任期間とする。
- 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第19条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第21条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総支給額及び支給の基準

(3) 評議員に対する報酬等の基準

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第24条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第27条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行われなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第31条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第28条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうち2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(選任等)

第32条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 この法人の監事のうちには、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 理事若しくは監事又は会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を愛知県知事に届けなければならない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐してこの法人の業務を執行し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その業務執行に関わる職務を代行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第35条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第36条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第37条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第38条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員

会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(取引の制限)

第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第40条 この法人は、役員及び会計監査人の一般社団・財団法人法第198条において準用する一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する一般社団・財団法人法第115条第1項に規定する非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議により締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第198条において準用する一般社団・財団法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第41条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第42条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(6) 第40条に規定する責任の免除及び責任限定契約の締結

(開催)

第43条 理事会は、通常理事会として毎事業年度2回開催する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時理事会を開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第44条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は前条第2項第2号又は第4号により理事又は監事から請求があった場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、各役員に対して会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、各役員に対して開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第45条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第46条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第47条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第48条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第49条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事長及び出席監事はこれに記名押印しなければならない。

2 第48条により理事会を開催せず提案の可決議決がなされた場合は、議事録にかわる書類を保存するものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第16条に規定する評議員の選任及び解任についても適用する。

(解散)

第52条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条第1項及び第2項に規定する事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及びこれに相当する職にある職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告)

第56条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益

財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 伊藤良一 小出 誠 岩崎達夫 宇佐美令子 河村 廣 窪田昌直
野田道典 野村博治 前川功治 安井孝治 山口 隆 山城章治
監事 岡田 茂 山田幸司

4 この法人の最初の代表理事は伊藤良一、業務執行理事は小出 誠、会計監査人は栄監査法人とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

浅野 潤 飯田芳宏 伊藤 豪 猪村一夫 岩田一也 斯波 薫 鈴木邦尚
鈴木行成 坪井明治 西部啓一 西村昌彦 深田耕一 渡辺 豊

附 則

この定款は、平成27年6月16日から施行する。

別表 移行時の基本財産（第5条関係）

資産種別	金 額
投資有価証券	119,241,030円
定期預金	758,970円